



NEWSLETTER

ドローンX ニュースレター

10 - JUN - 2022

Edition 0013

無人航空機の登録義務化

2022年6月20日より開始

登録義務制度が開始

6月20日より

いよいよ無人航空機（ドローン）の登録義務制度が2022年6月20日より始まります。100g以上のドローンはリモートID（発信機）を取り付け、機体を登録する必要があります。時系列で整理して行こう。

登録記号のみは

3年間の優遇処置

2021年12月20日から2022年6月19日までに機体登録を完了し、登録記号を発行されたドローンは、3年間の優遇処置があり、リモートIDの搭載義務は適用されません。3年後は機体登録更新の手続きによりリモートIDが無い状態での登録記号の貼り付けのみで飛行が可能になります。

ます。飛行申請は今まで通り国土交通省に申請が必要です。



リモートIDが搭載 機体登録は必要無い？

販売されているドローンには中に既にリモートID（発信機）が内蔵されている機体があります。これは機体登録は必要ないのだろうか？答えは「必ず機体登録が必要です。6月20日以降は、リモートIDが搭載されている機体も、機体登録がされていない100g以上のドローンを飛行出来ません。必ず機体登録をして

登録記号をドローンに貼り付ける必要があります。違反すると

どうなるの？

令和2年6月24日公布
改正航空法に基づき、令和3年11月25日公布
政省令等により

登録せずに飛行させた場合

1年以下の懲役または
50万円以下の罰金を科される。

飛行申請が200gから 100g以上に変更

また同時に、6月20日から100g以上の機体が飛行の許可承認制度などの航空法の規制対象になります。今までは200g以下なので飛行の申請が必要なかった機体でも、100g以上の機体は飛行の申請が必要になります。

100g以上の機体
MINI、MINI2、
MINI3Pro等すべて
国交省に飛行申請必要

特殊なケースの例です。
例）リモートID無し
6月19日までに機体登録完了した場合、優遇処置としてリモートIDを取り付けずに、3年間の飛行可能。登録記号ラベルシールは必須。但し、6月20日以降に墜落や接触でドローンを修理し、機体シリアルナンバーが変更になった場合、再度機体登録をし、リモートID取り付けが必要に。6月20日以降に機体登録した場合は、リモートID取り付けが必要。取り付けないと飛行不可。例）リモートID有り
6月19日までに機体登録完了した場合、ドローン本体に登録記号ラベルシールを貼り付けのみ

で、3年間の飛行可能。
6月20日以降に機体登録した場合は、リモートID内蔵の為、内蔵IDに登録記号を設定し、機体に登録記号ラベルシールを貼り付けで3年後も飛行可能。修理した場合、機体シリアルナンバーが変更になる為、再度機体登録し、入力とし、シール貼り付けが必要。
販売または予定の外付け型リモートID



TEAD 製リモート ID 「TD-RID」
装着テープ付きで 12g の重さ
セキュリティも万全（通信傍受対策）
外形寸法 40mm×30mm×14mm
動作時間 約 6 時間
防塵・防水 IP54 相当
電波飛距離 300m 以上 ￥43,560（込）

EAMS 製リモート ID 「REMOTE ID」
ネジ止めで約 33g の重さ
セキュリティも万全（通信傍受対策）
外形寸法 60mm×30mm×22mm
動作時間 8 時間以上
防塵・防水 IP54 相当
電波飛距離 1500m 以上 価格未定



ドローンと法規制は切っても切れない関係、しっかりと勉強して安全に飛ばそう。

←裏面に続く